様式４

抽　出　事　案　説　明　書

部局名　　県土整備部

担当課（事務所）名　　営繕課

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	南甲府警察署押原小井川交番改修工事
契約番号	営繕課―２６―００２５
工事概要	○交番（鉄筋コンクリート造 平屋建て 延べ面積：８６．４１ｍ２）の改修 ・内装、建具、外構　他 予定価格　３９，５６７，０００円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・中北又は峡南建設事務所管内 ○競争入札参加資格・・・建築工事業　Ｂ又はＣ ○企業の施工実績・・・請負金額１千万円以上の建築一式工事ただし、元請としての請負い平成２３年４月１日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
入札参加資格設定の経緯及び理由	・予定価格が３千万円以上５億円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式特別簡易型Ⅰ（事前審査）」での一般競争入札とした。 ・本店所在地は、予定価格が２５０万円以上７千５百万円未満であることから中北又は峡南建設事務所管内とし、参加資格を建築工事業Ｂ又はＣとした。 ・企業の施工実績は、予定価格の５割程度である請負金額１千万円以上の建築一式工事とした。 ・配置予定技術者の施工実績は、予定価格が５億未満であることから不要とした。
入札参加業者数	応札可能業者　４６者 参加業者　４者（1者は辞退）、応札業者　３者

参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明（入札経過（結果）の添付）	応札者は３者であり、そのうち入札参加資格の条件を満たした者で、最も評価値の高い者を落札者とした。 落札率　９６．３３％

工事名	南甲府警察署押原小井川交番改修工事		事業名	駐在所等整備費 警察施設LED照明 整備事業費	事業課	警察本部会計課
工事場所	中巨摩郡昭和町河東中島1596－6	営繕課－26－0025	工期	令和8年8月3日　～　令和9年3月12日		

1. 目的

既存押原小井川交番の内装等を改修する。

2. 工事概要

・交番の改修
（鉄筋コンクリート造　　平屋建て　延べ面積:86．41m2）
・内装、建具、外構　他

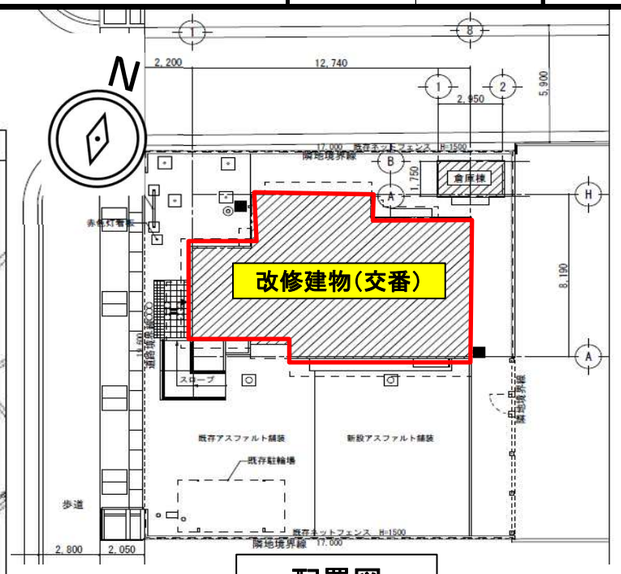
3. 事業スケジュール

工事区分	R8							
	8	9	10	11	12	1	2	3
改修工事			改修工事					



工事場所:中巨摩郡昭和町河東中島1596-6

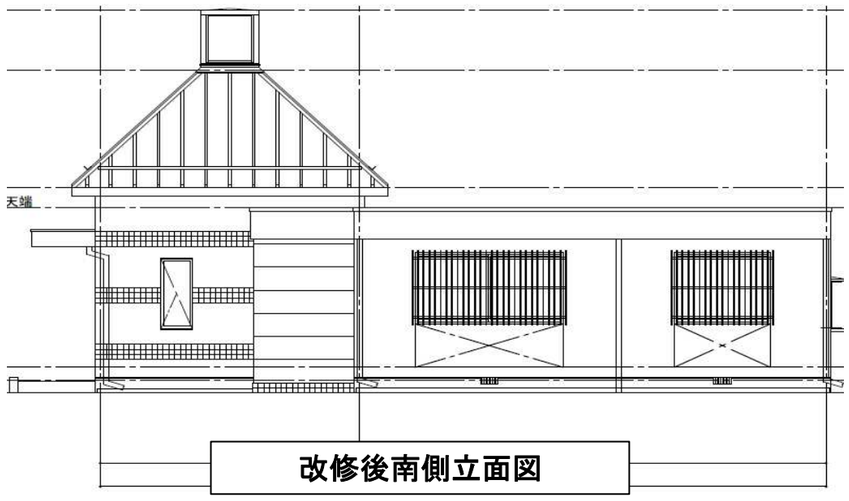
案内図



配置図



既存交番(平成4年3月建設(築34年))



改修後南側立面図

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No.1

工事場所　山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1596-6　　（標準タイプ）

工事名　　南甲府警察署押原小井川交番改修工事　　予定価格:39,567,000円

資格有り・資格無しの別	業者名	所在地	総合評定値又は総合数値	同種工事の施工実績	配置予定技術者の資格・経験	左記以外の入札公告で示した規定に対する判定
有	1　(株) 日吉組	南巨摩郡身延町	795	A		A
	2　(株) 横山工務店	甲府市	827			
有	3　(株) ニシノ建設管理	甲斐市	888	A		A
有	4　山和工業 (株)	甲府市	898	A		A

入札経過（結果）

ヒント

契約番号(工事番号)	営繕課-26-0025
入札結果決定日時	令和 8年 7月24日 9時31分
工事名称	南甲府警察署押原小井川交番改修工事
履行場所	中巨摩郡昭和町　河東中島　1596-6
履行期間	令和 8年 8月 3日-令和 9年 3月12日
予定価格(税込み)	39,567,000 円
入札書比較価格(税抜き)	35,970,000 円
低入札調査基準価格(税抜き)	32,431,079 円
入札方式	総合評価一般競争入札
入札結果	落札決定
落札業者名	山和工業（株）
決定額(税込み)	落札された入札価格＋消費税（契約後に契約内容で公表）
選定理由等	予定価格積算内訳（公表用設計書）(20260031982100025file101.zip) 審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa-26-0025.pdf) 評価調書(hyouka-26-0025.pdf)

No.	入札業者名	第１回入札	
1	山和工業（株）	34,650,000 円	落札
2	（株）ニシノ建設管理	33,090,000 円	
3	（株）日吉組	35,940,000 円	
4	（株）横山工務店	辞退	
備考			

＜注意事項＞
・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。
・随意契約の場合は、契約の相手方の情報のみを公表します。

契約内容へ　質問一覧へ

別紙　総合評価落札方式　公告個別事項

工事名	南甲府警察署押原小井川交番改修工事				
工事番号	営繕課-26-0025				
案件の種別	通常型	総合評価の種類	特別簡易型Ⅰ		
評価基準	評価項目			技術評価様式	適用	点数	評価内容（個別事項）
評価基準	企業の技術力	企業の施工実績	企業の同種工事の施工実績	様式２	○	２	請負金額3千万円以上の建築一式工事の施工実績
			企業の工事成績	不要	○	４	
			優良工事表彰	不要	○	３	
			事故及び不誠実な行為	不要	（減点）		
			ISO認証取得状況	様式９	○	１	
		企業の施工技術	ICT施工技術の活用	様式２７	－	－	
			登録基幹技能者の配置	様式３０	○	１	
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	近隣工事会社実績	様式４	○	３	昭和町内における建築一式工事の施工実績
			本店所在地	不要	○	２	昭和町内「2点」、 中北建設事務所管内（峡北支所を含む）の他の市「１点」
		地域貢献度	災害協定	様式１１	○	２	
			災害協定（広域応援）	様式１１	－	－	
			防疫対策協定	様式１１	－	－	
			維持管理業務委託	様式１１	－	－	
			除雪業務委託	様式１１	－	－	
			耕作放棄地等解消	様式１２	－	－	
			その他の地域貢献	様式１７ 様式２０	－	－	
		企業の取組	若手技術者の育成	様式２２	○	２	
			新規雇用の実績	様式２８	○	１	
			WLBの推進	様式２９	○	１	
	評価点数合計					22	
	加算点					15	

技術評価資料作成要領

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えのないように作成すること。

◎:必須　○:選択　－:対象外

「1」 企業の技術力について

（1） 施工計画

評価項目（提出様式）		評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
				特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1	施工計画1項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－1）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	－	－	◎	－	－	◎	－	－	◎	◎
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2	施工計画2項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－2）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										

（1） 施工計画（特に技術力を評価する必要がある場合）

評価項目（提出様式）		評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
				特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1	施工計画1項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－1）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	－	－	◎	－	－	◎	－	－	◎	◎
		現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2	施工計画2項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－2）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○
		現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										

※ 「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

① 工程管理に係わる項目
② 品質確保に係わる項目
③ 施工上の課題に係わる項目
④ 安全管理に係わる項目
⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

［技術評価様式5－1、5－2］ ※公告に添付された様式を使用すること。

1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

（2） 配置予定技術者の能力

評価項目（提出様式）	評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-2-1(1) 資格（技術評価様式3）※解体工事、舗装工事以外の工事	1級土木施工管理技士等（※1）又は同等以上の資格（※2）を有する者	1	―	◎	◎	―	―	―	―	―	―	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-1(2) 資格（技術評価様式3）※施工体制評価型（解体工事）の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者で、かつ解体工事施工技士（※3）	2	―	―	―	―	◎	◎	―	―	―	―
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者	1										
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-1(3) 資格（技術評価様式3）※施工体制評価型（アスファルト舗装工事）の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者で、かつ1級舗装施工管理技術者（※4）	2	―	―	―	―	―	―	―	◎	◎	―
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者	1										
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-2 同種工事の施工実績（技術評価様式3）＜注1＞	主任（監理）技術者として同種工事の実績あり	2	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1										
	その他	0										
1-2-3 優良工事技術者表彰（資料提出不要） ＜注1＞	表彰の実績 あり	1	―	◎	◎	―	―	―	―	◎	◎	◎
	表彰の実績 なし	0										
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点（資料提出不要） ＜注1＞	82点以上	4	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2										
	72点以上78点未満	1										
	72点未満又は成績実績なし	0										
1-2-5 継続教育（CPD）の取組状況（技術評価様式13）<注1>	取組状況が優良	1	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
	取組なし又は取組状況が上記未満	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事（業種）の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事（業種）の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「（社）全国解体工事業団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「（一社）日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式3］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
また、「施工体制評価型（解体工事）」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型（アスファルト舗装工事）」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度－近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、工事開始日の前日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。

3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者（担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。）として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。

4) ＜注1＞に記載する 同種工事の施工実績（配置予定技術者）、近隣地域での施工実績(配置予定技術者）がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績（ヒアリング時の資料とする。）を記載すること。

5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。

6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料（一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書（又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書：指定業種の場合）、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）の写しを添付すること。

また、「施工体制評価型（解体工事）」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型（アスファルト舗装工事）」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。

7) 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事（業種）の監理技術者となることができる部門の技術士登録証（写）及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。

8) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

9) 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書（以下「契約書等」という。）の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

（3） 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4										
	当該工種について適切に理解している	2	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	－	○	○	－	○	○	－	○	○	○
	その他	0										

＊ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。
＊入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。
＊入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。
この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他（0点）として扱うものとする。

（4） 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
1-4-1(1) 同種工事の施工実績（技術評価様式2）＜注1＞「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績（技術評価様式2）＜注1＞「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1							◎	◎	◎	
	その他	0										
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点（資料提出不要）＜注1＞	82点以上	4										
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2										
	72点以上78点未満	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	72点未満又は成績実績なし	0										
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	−2										
1-4-3 優良工事表彰等（資料提出不要）＜注1＞	特別表彰 あり	3										
	表彰 あり（特別表彰との重複はしない）	2										
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり（表彰との重複はしない） ※＜注1＞個別事項1	1	◎	◎	◎	－	－	－	◎	◎	◎	◎
	上記以外	0										
1-4-4 事故及び不誠実な行為（資料提出不要）＜注1＞	指名停止（3ヶ月以上）	−4										
	指名停止（1ヶ月以上3ヶ月未満）	−2										
	指名停止（1ヶ月未満）	−1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	なし	0										
1-4-5 ISO認証取得状況（技術評価様式9）<注1>	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認証を未取得	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式2］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 企業の施工実績は、＜注1＞に記載する同種工事の施工実績（企業）及び近隣地域での施工実績（企業）がある場合は各々について記載すること。
2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。（「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。）
3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書（以下「契約書等」という。）の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

（5） 企業の施工技術

評価項目		評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
				特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-5-1	ICT施工技術の活用 （技術評価様式27）<注1>	活用 あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		活用 なし	0										
1-5-2	登録基幹技能者の配置 （技術評価様式30）<注1>	配置 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		配置 なし	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式27］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。

2) ICT施工技術の活用（宣誓事項）の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。

3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

［技術評価様式30］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 元請又は下請企業の技能者（元請の主任（監理）技術者を除く）として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上現場に配置すること。

2) 登録基幹技能者の種類は次の「登録基幹技能者種類一覧表（参考）」を参照すること。（令和8年3月現在）
最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。
URL：https://kikan.kensetsu-kikin.or.jp/technician/status.php

	登録基幹技能者の種類	対応工種（一例）		登録基幹技能者の種類	対応工種（一例）
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土工	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、ほ装、造園
3	登録造園基幹技能者	造園	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
5	登録防水基幹技能者	防水	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	32	登録建築大工基幹技能者	大工
8	登録左官基幹技能者	左官	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	34	登録ＡＬＣ基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	35	登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	38	登録建築測量基幹技能者	大工
14	登録型枠基幹技能者	大工	39	登録解体基幹技能者	解体
15	登録配管基幹技能者	管	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	42	登録さく井基幹技能者	さく井
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	44	登録計装基幹技能者	電気、管、電気通信
20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、左	45	登録土質改良基幹技能者	土木、とび・土工
21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	47	登録潜函基幹技能者	とび・土工
23	登録ダクト基幹技能者	管	48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	49	登録斜面防災基幹技能者	土木・とび・土工
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	50	登録石材施工基幹技能者	石工事業

3) 登録基幹技能者を配置する工種は、当該工事設計書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種とすること。

4) 契約後、施工計画書において工種、登録基幹技能者の種類、従事者の会社名（○次下請）、氏名、従事期間を「技術評価様式30【確認表】」により明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面（登録基幹技能者講習修了証等）の写しを提出すること。

5) 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に登録基幹技能者の配置（履行確認）が出来なかった場合は、工事成績評定で3点減ずる。

（6）－1　企業の施工体制の評価　（　解体工事（施工体制評価型）　）

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-6-1-1　自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	－	－	－	◎	◎	◎	－	－	－	－
	その他	0										
1-6-1-2　自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	－	－	－	◎	◎	◎	－	－	－	－
	その他	0										

評価基準について

「山梨県解体工事（施工体制評価型）総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

① 技能者が従事する場合
- 労働安全衛生法による車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。）を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
- なお、車両系建設機械（解体用）運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）を含む。
- また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
  ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合
- バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し（長期リースを含む）、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
- ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m3以上（旧JIS規格0.25m3以上）の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

［技術評価様式21］の添付書類

項目①が「有」の場合

1) 配置予定技能者（オペレーター）と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

2) 労働安全衛生法による技能講習修了証（※1）［車両系建設機械：解体用（※2）］の写し（裏・表）を添付すること。
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限る。

※1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）修了証を含む。

※2 車両系建設機械：解体用とは、解体用重機（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）をいう。

項目②が「可」の場合

バックホウについて

1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

解体用アタッチメントについて

1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

（6）－2　企業の施工体制の評価　（　アスファルト舗装工事　（施工体制評価型）　）

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-6-2-1　自社雇用の技能者配置状況（技術評価様式18）	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	－	－	－	－	－	－	◎	◎	◎	－
	その他	0										
1-6-2-2　自社保有機械の配置状況（技術評価様式18）	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	－	－	－	－	－	－	◎	◎	◎	－
	その他	0										

評価基準について

「山梨県「アスファルト舗装工事」（施工体制評価型）総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

① 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工（敷均し、転圧）、またはアスファルト舗設工（敷均し、転圧）のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。

② 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

［技術評価様式18］の添付書類

項目①が「有」の場合

1) 配置予定技能者（オペレーター）と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証［車両系建設機械：整地・運搬・掘削］の写し（裏・表）。
または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証［締固めローラー運転業務］の写し（裏・表）を添付すること。

~~3) 運転免許証（大型特殊免許）の写し（ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。）を添付すること。~~

項目②が「可」の場合

1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」 企業の信頼性、社会性

（1） 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
2-1-1 近隣地域での施工実績（企業）（技術評価様式4）＜注1＞	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0										
2-1-2 近隣地域での施工実績（配置予定技術者）（技術評価様式4）＜注1＞	実績あり	1	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
	実績なし	0										
2-1-3(1) 本店所在地（資料提出不要）※入札参加資格が「土木一式工事」以外の場合）＜注1＞	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	―
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1										
	その他	0										
2-1-3(2) 本店所在地（資料提出不要）※入札参加資格が「土木一式工事」の場合）＜注1＞	工事箇所と同一の建設事務所（支所も含む7エリア）管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2				―	―	―	―	―	―	―
	工事箇所と同一の建設事務所（支所も含む7エリア）管内に本店を有する	1										
	その他	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式4］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2)地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
2-2-1(1) 災害協定等の締結（技術評価様式11）<注1> ※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」以外の場合	協定の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	―	―	―	―
	協定の締結なし	0										
2-2-1(2) 災害協定等の締結（技術評価様式11）<注1> ※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（（一社）山梨県建設業協会）の締結あり	2				―	―	―	◎	◎	◎	―
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1										
	③ 対象協定の締結なし（上記①、②以外）	0										
2-2-2 災害協定の締結（広域応援）（技術評価様式11）<注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	協定の締結なし	0										
2-2-3 防疫対策協定の締結（技術評価様式11-1）<注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	協定の締結なし	0										
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績（技術評価様式11）<注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	受託実績なし	0										
2-2-5 道路除雪業務委託の実績（技術評価様式11）<注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	受託実績なし	0										
2-2-6 耕作放棄地等の解消（技術評価様式12）<注1>	実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	実績なし	0										
2-2-7 その他の地域貢献<注1>・地域農業参入実績（技術評価様式17）・Co2吸収認証制度実績（技術評価様式20）	提案あり または 実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	提案なし または 実績なし	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の 注）を参照のこと。

（3） 企業の取り組み

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
2-3-1 若手技術者の育成（技術評価様式22）<注1> 1）～11）	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1										
	上記以外	0										
2-3-2 新規雇用の実績（技術評価様式28）<注1> 12）	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	―
	実績 なし	0										
2-3-3 ワークライフバランスの推進（技術評価様式29）<注1> 13）	ワークライフバランス関連認定 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認定 なし	0										

1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。
国家資格を有しない若手（担当）技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。
国家資格を有する若手（担当）技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）とすることができる。

2) 若手（担当）技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。
また、国家資格を有する若手（担当）技術者は、国家資格（監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格）が確認できる資料の写しを添付すること。

3) 若手（担当）技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

4) 若手（担当）技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手（担当）技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。

5) 若手（担当）技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。

6) 若手（担当）技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。

7) 専任された若手（担当）技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。
また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。
（なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。）

8) 若手（担当）技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。

9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。
従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。

10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。

11) 建設業許可番号は、大臣知事コード（2桁）＋許可番号（6桁）で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。

12)「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者（職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。）を3年（卒業月または修了月の翌月から3年）以内に採用していること。

② ①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。

③ 当該対象者に係る採用日から入札参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。

※ 当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術職だけでなく、事務職も含む。

13) 下記のワークライフバランス関連認定企業を評価するものとする。

【厚生労働省の認定】

「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」

【山梨県の認定】

「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」

「3」 県内下請の活用

評価項目		評価基準	加算点（b）※1	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
3	県内下請企業の活用 （技術評価様式15） <注1>	評価基準については、「公告個別事項」に示す 下請活用対象工種については、「技術評価様式15」に示す	0 ～ 6 （0 ～ 5）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	◎

※1 加算点（b）は、下記により設定する

（1）加算点（a）の満点が30点の場合、0～6点

（2）加算点（a）の満点が25点の場合、0～5点

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式15］　※公告に添付された様式を使用すること。

・当該工事における「技術評価様式15」に示す各工種について、山梨県内に本店のある企業の下請活用計画に関する具体的内容を記載すること。ただし、1次下請を評価対象とする。

・「技術評価様式15」により申請のあった下請活用計画が、落札者の責により履行がなされていないと判断された場合は、工事成績評定を下請活用計画の工種毎に3点減ずる。

「4」 その他

ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。

イ JVの場合で、各構成員を評価する項目の技術評価様式は、構成員毎に作成すること。

ウ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。

エ 技術評価資料（「総合評価落札方式　公告個別事項＞適用に○が付くもの）については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。
（ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「○○工事技術評価資料（会社名）とする）

その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

オ 入札時の提出書類（「公告文＞公告個別事項＞提出書類＞1 参加申請時＞入札参加様式」に示すもの）についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
1-2-2	同種工事の施工実績 （配置予定技術者）	「公告個別事項」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成23年4月1日以降に完成した工事（なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの） ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事内容（構造・規模など）］については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事金額］については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 **※個別事項2を参照**
1-2-3	優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度（当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合） 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、**※個別事項1を参照**
1-2-4	工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点 （配置予定技術者）	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て）。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。）	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 **※個別事項2を参照**
1-2-5	継続教育（CPD）の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。**※個別事項3を参照**
1-4-1	同種工事の施工実績 （企業）	「公告個別事項」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成23年4月1日以降に完成した工事（なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの） ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事内容（構造・規模など）］については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事金額］については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 **※個別事項2を参照**

1-4-2	工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点 （企業）	山梨県発注工事における当該工事と同一業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て） なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。）	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 **※個別事項2を参照**
1-4-3	優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度（当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合） 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、**※個別事項1を参照**
1-4-4	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-5-1	ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記（※個別事項4）に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。）	[技術評価様式27]による申請時点 **※個別事項4を参照**
1-5-2	登録基幹技能者の配置	元請又は下請企業の技能者（元請の主任（監理）技術者を除く）として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上配置することを宣誓した企業を評価する。	[技術評価様式30]による申請時点
2-1-1	近隣地域での施工実績 （企業）	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 **※個別事項2を参照**
2-1-2	近隣地域での施工実績 （配置予定技術者）	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 **※個別事項2を参照**
2-1-3(1)	本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-1-3(2)	本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-2-1	災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」（広域応援）は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2	災害時の広域応援業務に関する協定の締結 （広域応援）	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 （県土整備部・森林環境部）	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結 （防疫対策協定）	家畜伝染病における防疫対策業務に関しての協定締結の有無 （農政部のみ）	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設：県が管理する道路（国道、県道、林道）、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務）
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪（除雪、排雪または運搬）業務の受注実績の有無 ・対象施設　県が管理する道路（国道、県道、林道）で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務）
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による（森林環境部、農政部）	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
2-3-3	ワークライフバランスの推進	・「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」、「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」のいづれかの認定企業を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
3	県内下請企業の活用	「公告個別事項」に示す評価基準	

※個別事項1

・優良工事の評価要件を満たす対象工事
　＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。
【1点加点対象】
　下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】
次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。
1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合
① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締切日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合
（下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。）
［当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE1）］
① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記2）の②から⑤の全ての条件に該当すること。

［当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE2）］
① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締切日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をという。
※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1（＊）端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。
　また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

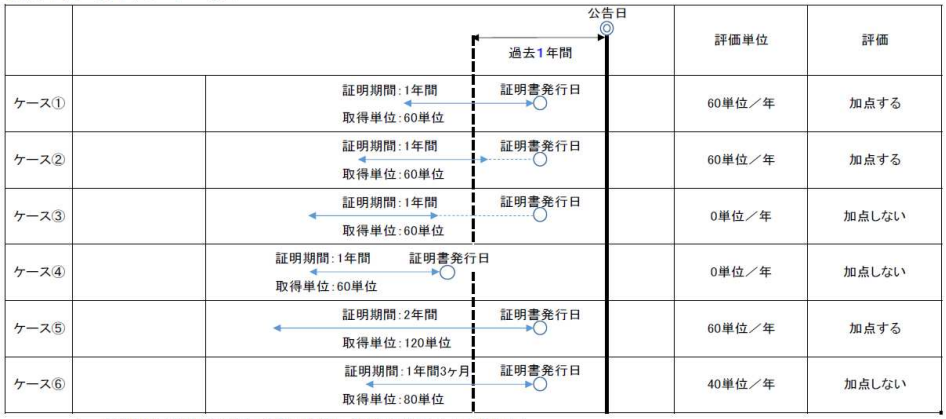
・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

・継続教育（CPD）の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。（CPD評価対象期間の事例参照）

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合



ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系ＣＰＤプログラム：構成団体のＣＰＤ制度概要　（五十音順）　令和８年３月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得ＣＰＤ単位（／年）	ＣＰＤ証明書 有無	ＣＰＤ証明書 内容	継続教育学習制度	ＨＰアドレス
1	（公社）空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建築設備技術者継続教育システム（ＳＨＡＳＥ-ＣＰＤ）	http://www.shasej.org/
2	（一財）建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建築施工管理ＣＰＤ制度	http://www.kensetu-kishu.or.jp/
3	（一社）建設コンサルタンツ協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタンツ協会ＣＰＤ制度	http://www.jcca.or.jp/
4	（一社）交通工学研究会	50（200/4年）	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.jste.or.jp/
5	（公社）地盤工学会	50	有	単位数・時期	Ｇ－ＣＰＤ制度	http://www.jiban.or.jp/
6	（公社）森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	ＪＡＦＥＥ森林分野ＣＰＤ制度	http://www.jafee.or.jp/
7	（公社）全国上下水道コンサルタント協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.suikon.or.jp/
8	（一社）全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計ＣＰＤ	http://www.zensokuren.or.jp/
9	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度（ＣＰＤＳ）	http://www.ejcm.or.jp/
10	（一社）全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全建ＣＰＤ（継続教育）制度	http://www.zenken.com/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50（250/5年）	有	単位数・時期	地質・土質関連ＣＰＤ制度	http://www.geo-school.jp/
12	（公社）土木学会	50（250/5年）	有	単位数・時期	土木学会継続教育（ＣＰＤ）制度	http://www.jsce.or.jp/cpd/
13	（一社）日本環境アセスメント協会	50（250/5年）	有	単位数・時期	ＪＥＡＳ－ＣＰＤ制度	http://www.jeas.org/
14	（公社）日本技術士会	50（150/3年）	有	単位数・時期	技術士ＣＰＤ	http://www.engineer.or.jp/
15	（公社）日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続能力開発（ＣＰＤ）制度	http://www.kenchikukai.or.jp/
16	（公社）日本コンクリート工学会	推奨値なし	－	－	（登録を受け付けていない）	http://www.jci-net.or.jp/
17	（公社）日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD（継続教育）	http://www.jila-soen.org/
18	（公社）日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.cpij.or.jp/
19	（公社）農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育（CPD）	http://www.jsidre.or.jp/

・建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	ＨＰアドレス
（公社）日本建築士会連合会	１２認定時間／年	建築士会継続能力開発（ＣＰＤ）制度	http://www.kenchikukai.or.jp/
（一社）日本建築士事務所協会連合会		（登録を受け付けていない）	http://www.njr.or.jp/
（公社）日本建築家協会		継続職能研修（CPD)制度	http://www.jia.or.jp/
（一社）日本建設業連合会		（登録を受け付けていない）	http://www.bcs.or.jp/
（一社）日本建築学会		日本建築学会「能力開発支援制度」（AIJ-CPD）	http://www.aij.jp/jp/cpd/
建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会の参加団体 （公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、 （一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、 （公財）建築技術教育普及センター		建築設備技術者継続教育システム（ＳＨＡＳＥ-ＣＰＤ） 建築設備士CPD（継続職能開発） 建築士 建築設備士のためのCPD（建築設備士 能力開発）	http://www.shasej.org/ http://www.kenjikai.or.jp/ http://www.jaeic.or.jp/
（一社）日本建築構造技術者協会			http://www.jasec.or.jp/
（一財）建設業振興基金		建設施工管理技士CPD制度	http://www.kensetu-kishu.or.jp/
（公財）建築技術教育普及センター		建築ＣＰＤ情報提供制度	http://www.jaeic.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

（公社）日本建築士連合会から認定された講習会を受けることを認められた（一社）山梨県管工事協会会員が（公社）日本建築士連合会の単位認定の講習を受講し12単位（1年間）を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1　施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事（標準実施型）とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事（簡易型）とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ICT建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞　　2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、 道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事（落差工、帯工）、堰（頭首工を含む）・ 水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、 治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

別紙　　発注機関一覧表

機　関　等	内　訳
山梨県	（企業局を含む）
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 （環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	（山梨県道路公社等、地方公社を含む）
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

様式４－１

総 合 評 価 落 札 方 式 に 関 す る 評 価 調 書

契約番号	執行所属(所轄所属)	工 事 名	工 事 箇 所	予定価格(税込み)	入札方式(総合評価の種類)	工 事 概 要
営繕課-26-0025	県土整備部営繕課 (県土整備部営繕課)	南甲府警察署押原小井川交番改修工事	中巨摩郡昭和町河東中島1596-6	39,567,000	一般競争入札 (特別簡易型(Ⅰ))	交番の改修(鉄筋コンクリート造　平屋建て　延べ面積:86.41m2) ・内装、建具、外構　他

【評価基準】

評価項目	企業の技術力							企業の信頼性社会性												合計	加算点の満点
	企業の施工実績					企業の施工技術		地域精通度		地域貢献度							企業の取組				
	同種工事の施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO認証取得状況	ICT施工技術の活用	登録基幹技能者の配置	近隣工事会社実績	本店所在地	災害協定	災害協定(広域応援)	防疫対策協定	維持管理業務委託	除雪業務委託	耕作放棄地等解消	その他の地域貢献	若手技術者の育成	新規雇用の実績	ワークライフバランスの推進		15点
配　点	2	4	3	(減点)	1	－	1	3	2	2	－	－	－	－	－	－	2	1	1	22	

【価格以外の評価結果】

入札者	企業の技術力							企業の信頼性社会性												合計	加算点※1
	企業の施工実績					企業の施工技術		地域精通度		地域貢献度							企業の取組				
	同種工事の施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO認証取得状況	ICT施工技術の活用	登録基幹技能者の配置	近隣工事会社実績	本店所在地	災害協定	災害協定(広域応援)	防疫対策協定	維持管理業務委託	除雪業務委託	耕作放棄地等解消	その他の地域貢献	若手技術者の育成	新規雇用の実績	ワークライフバランスの推進		
(株)日吉組	2	4	0	0	0	－	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	0	0	0	6	5.625
(株)横山工務店																					
(株)ニシノ建設管理	2	2	1	0	0	－	1	0	1	2	－	－	－	－	－	－	0	0	1	10	9.375
山和工業(株)	2	3	0	0	1	－	1	3	1	2	－	－	－	－	－	－	2	1	0	16	15.000

評価点の平均	10.666

【総合評価結果】

入札者	入札金額(税抜き)(A)	低入札	落札者決定基準(失格基準)				加算点※1(B)	技術評価点(C)＝100＋(B)	評価値 ※2(C／A)×100,000,000	落札者	備考
			①	②	③－1	③－2					
(株)日吉組	35,940,000		○	○	－	－	5.625	105.625	293.893		
(株)横山工務店											辞退
(株)ニシノ建設管理	33,090,000		○	○	－	－	9.375	109.375	330.538		
山和工業(株)	34,650,000		○	○	－	－	15.000	115.000	331.890	○	

	低入札調査基準価格(税抜き)	①入札書比較価格(税抜き)	②基準評価値	③-1平均評価点の80%	③-2低入基準価格の95%	
落札者決定失格基準値	32,431,079	35,970,000	278.009	8.532	30,809,525	

※1:加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示
　加算点＝(得点／最高得点)×15
※2:評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

学識経験者の意見聴取		
氏　　名	意見聴取	意見聴取日
	不 要	令和　　年　　月　　日
	不 要	令和　　年　　月　　日

様式７

抽　出　事　案　説　明　書

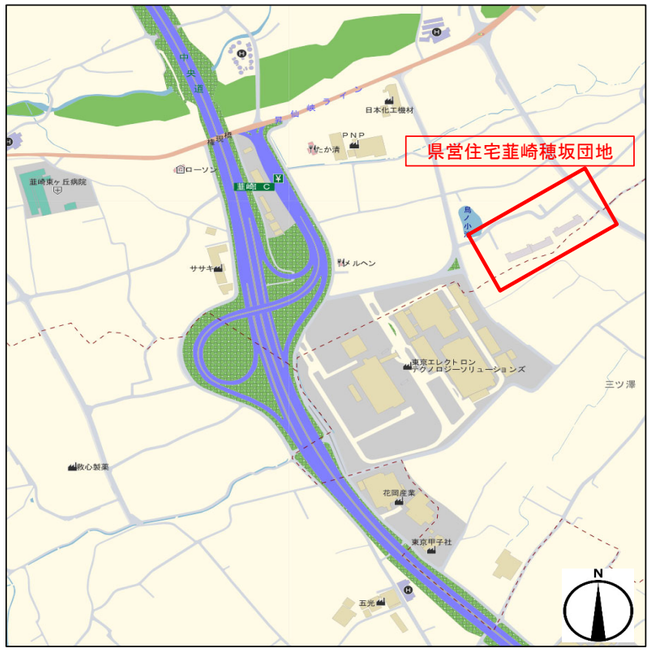
部局名　　県土整備部

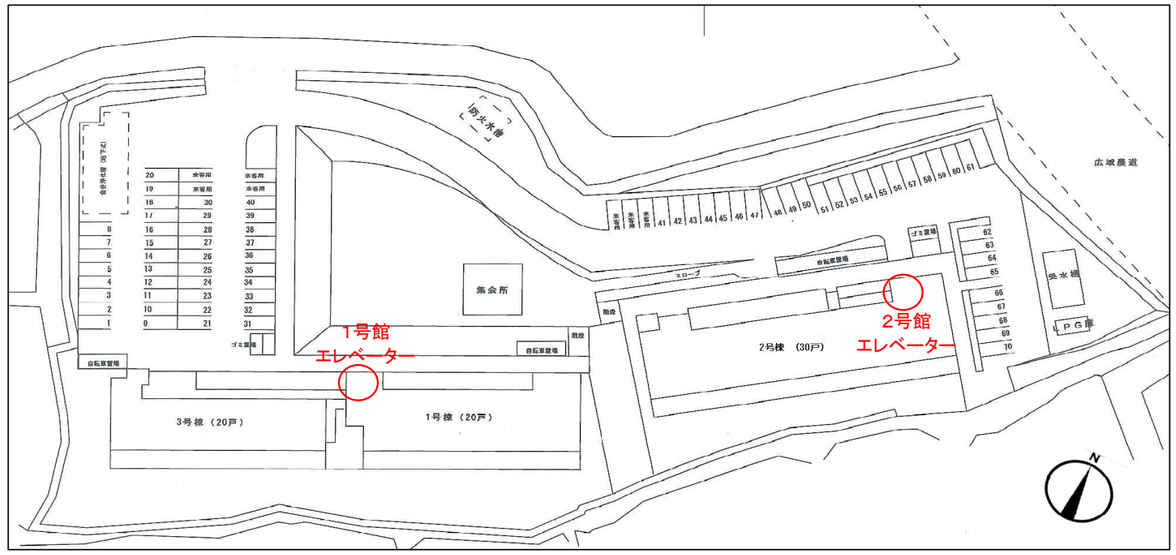
担当課（事務所）名　　建築住宅課

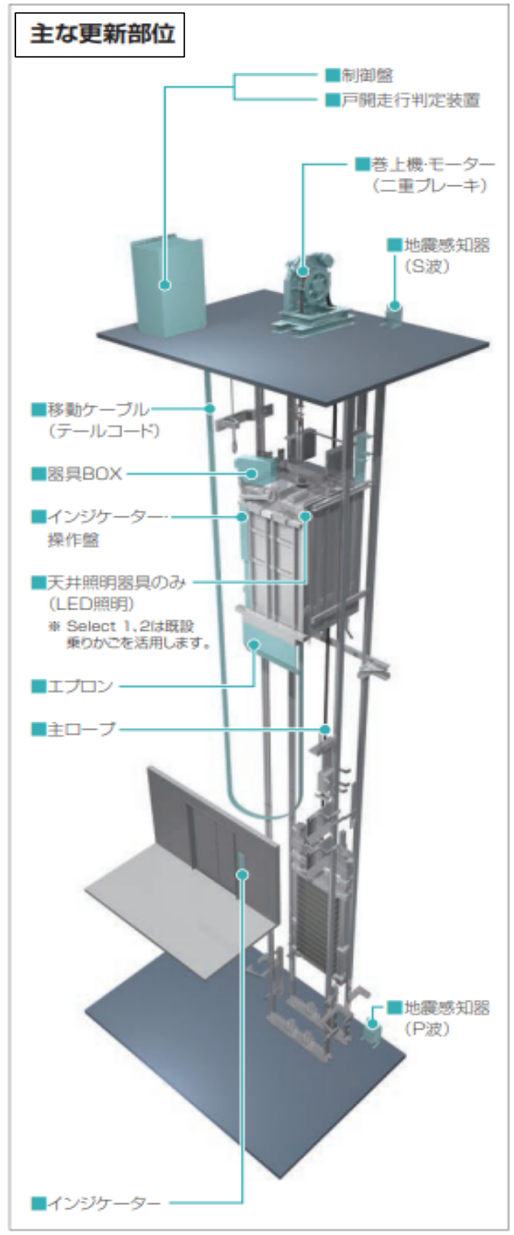
入札方式	随意契約
工事名	県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館エレベーター更新工事（明許）
契約番号	建築住宅課－２６－０００３
工事概要	県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館（ＲＣ造５階建て）のエレベーター２基の更新 ・制御盤、巻上機等の更新 ・戸開走行保護装置等の設置 予定価格　５５，８５８，０００円（消費税含む）
随意契約の理由 （随意契約理由書を添付）	当該昇降機2基は、1998年及び1999年に(株)日立ビルシステムが製造・設置したもので、設置後27～28年が経過している。 主要機器の保守部品は2023年12月をもって生産終了となっており、故障時には部品調達に時間を要し、長期間停止による入居者への影響が懸念されるため、予防保全として早期に主要機器の改修が必要である。 本工事は、保守部品供給が終了した主要機器を更新し、その他の機器は維持修繕を行いながら継続使用する主要機器更新方式を採用することで、設備の信頼性向上及び長寿命化を図るとともに、全面更新方式に比べ工事費の抑制、工期短縮及び入居者負担の軽減を図るものである。 昇降機設備はメーカー独自の技術による一体的なシステムであり、既存設備との接続や改修後の機能保証には製造・設置メーカー固有の技術及び知識が不可欠である。 このため、本工事は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該昇降機の製造・設置メーカーである(株)日立ビルシステムと随意契約を締結した。
契約業者名	（株）日立ビルシステム
契約金額	５５，７７０，０００円（消費税含む）
その他特記事項	予定価格に対する契約額の率　９９．８４％

「県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館エレベーター更新工事（明許）」の概要

事業名	住戸改善費	工事番号	建築住宅課－２６－０００３
工事名	県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館エレベーター更新工事（明許）	工事場所	韮崎市穂坂町宮久保４６５－１
事業費	５５，８５８千円	事業期間	令和８年９月１５日～令和９年８月３１日
工事概要	県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館（ＲＣ造５階建て）のエレベーター２基の更新 ・制御盤、巻上機等の更新 ・戸開走行保護装置等の設置 形　　式：交流中速乗用（ロープ式）　運転方式：乗合全自動方式 定　　員：9名（積載量600ｋｇ）　速　　度：４５m／min 停止箇所：５		







事業スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
入札	通知 8/19	開札 9/7　契約 9/14											
準備工 材料承認		着工：9／15～											
機器制作				約7ヶ月									
更新工事											1号館 作業日：20日	2号館 作業日：20日間	
書類作成													完成 8／31

随意契約理由書

契約業者	商　号	（株）日立ビルシステム
	所在地	東京都足立区中川４丁目１６番２９号
契約番号		建築住宅課-26-0003
工事名		県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館エレベーター更新工事
工事場所		韮崎市穂坂町宮久保４６５－１
随意契約理由		当該昇降機 2 基は、1998 年及び 1999 年に(株)日立ビルシステムが製造・設置したもので、設置後 27～28 年が経過している。 主要機器の保守部品は 2023 年 12 月をもって生産終了となっており、故障時には部品調達に時間を要し、長期間停止による入居者への影響が懸念されるため、予防保全として早期に主要機器の改修が必要である。 本工事は、保守部品供給が終了した主要機器を更新し、その他の機器は維持修繕を行いながら継続使用する主要機器更新方式を採用することで、設備の信頼性向上及び長寿命化を図るとともに、全面更新方式に比べ工事費の抑制、工期短縮及び入居者負担の軽減を図るものである。 昇降機設備はメーカー独自の技術による一体的なシステムであり、既存設備との接続や改修後の機能保証には製造・設置メーカー固有の技術及び知識が不可欠である。 よって、本工事は当該昇降機の製造・設置メーカーである(株)日立ビルシステムと随意契約を行うこととする。 工事概要:本工事は昇降機の巻上機及び制御盤等の主要機器の交換を行う工事である。また、現行の建築基準法施行令に規定する戸開走行保護装置、地震時の閉じ込め防止装置、故障・損傷抑制設備の改修も併せて行う。
適用条文		地方自治法施行令第１６７条の２第１項 （第２号）契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき 第５号　緊急の必要により競争入札に付すことができないとき 第６号　競争入札に付すことが不利と認められるとき 第７号　著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 第８号　再度の入札に付し落札者がないとき

入札経過（結果）

ヒント

契約番号(工事番号)	建築住宅課-26-0003
入札結果決定日時	令和 8年 9月 7日 14時 8分
工事名称	県営住宅韮崎穂坂団地１・２号館エレベーター更新工事（明許）
履行場所	韮崎市　穂坂町宮久保　４６５－１
履行期間	令和 8年 9月15日-令和 9年 8月31日
予定価格(税込み)	55,858,000 円
入札書比較価格(税抜き)	50,780,000 円
入札方式	随意契約
入札結果	落札決定
落札業者名	（株）日立ビルシステム
決定額(税込み)	落札された入札価格＋消費税（契約後に契約内容で公表）
選定理由等	予定価格積算内訳（公表用設計書）(20260031706300003file101.zip) 随意契約理由書(zuikeiriyu26-0003.pdf)

No.	入札業者名	第１回入札	
1	（株）日立ビルシステム	50,700,000 円	落札
備考			

＜注意事項＞
・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。
・随意契約の場合は、契約の相手方の情報のみを公表します。

契約内容へ　質問一覧へ

様式４

抽　出　事　案　説　明　書

部局名　　企業局

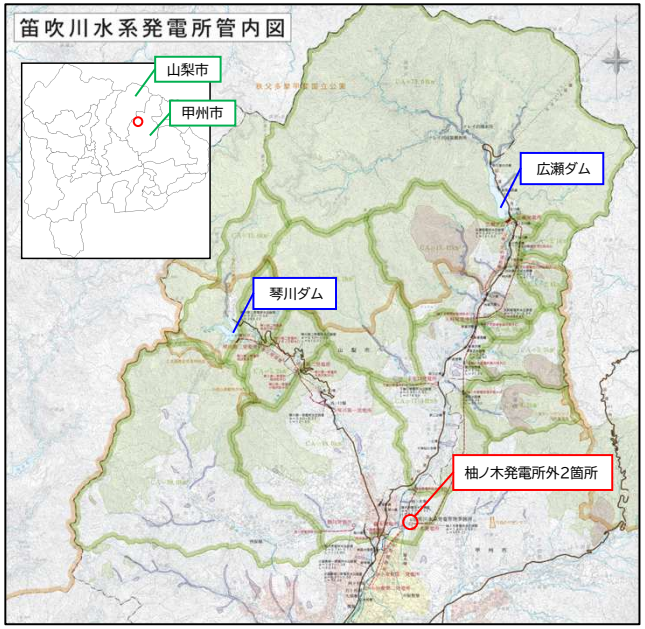
担当課（事務所）名　笛吹川水系発電管理事務所

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	柚ノ木発電所外　建屋塗装工事
契約番号	笛吹発管理-26-0005
工事概要	柚ノ木発電所　塗装工　Ａ＝８４０ｍ２　仮設工　一式 管理事務所　　塗装工　Ａ＝７３９ｍ２　仮設工　一式 笛吹会館　　塗装工　Ａ＝７２２ｍ２　仮設工　一式 予定価格　３８，０２７，０００円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・県内 ○競争入札参加資格・・・塗装工事業 ○企業の施工実績・・・請負金額１千万円以上の、建築物の塗装工事。ただし、元請として請負い平成23年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
入札参加資格設定の経緯及び理由	・予定価格が３千万円以上５千万円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式簡易型Ⅰ（事後審査）」での一般競争入札とした。 ・本店所在地は、「塗装工事における一般競争入札の参加資格について（通知）」により「県内全域」とし、同通知により参加資格を「塗装工事業」とした。 ・企業の施工実績は、同通知により「請負金額１千万円以上の塗装工事」とした。
入札参加業者数	応札可能業者　１９者 参加業者　２者、応札業者　**１**者

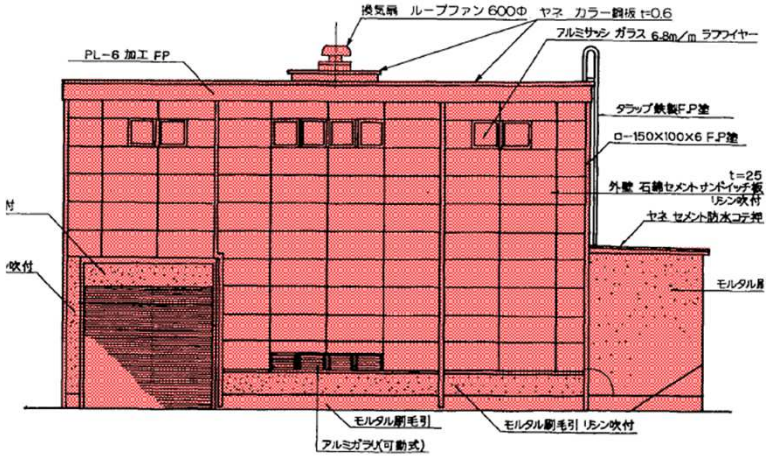
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：１者 施工実績が建築物ではなく、構築物の実績であったため、無資格とした。
入札の経緯及び結果の説明 （入札経過（結果）の添付）	応札者は１者であり、入札参加資格の条件を満たしているため、落札者とした。 落札率　９６．３３％

工事番号	笛吹発管理-26-0005	工事名	柚ノ木発電所外　建屋塗装工事

位置図

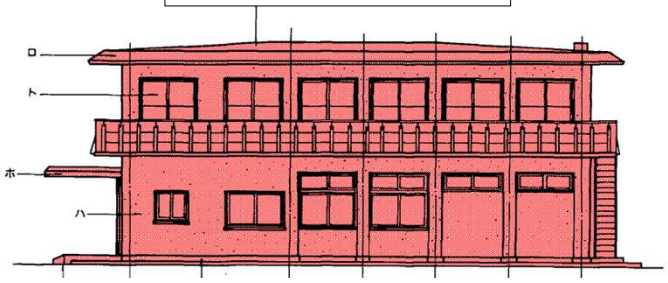


立面図（柚ノ木発電所）



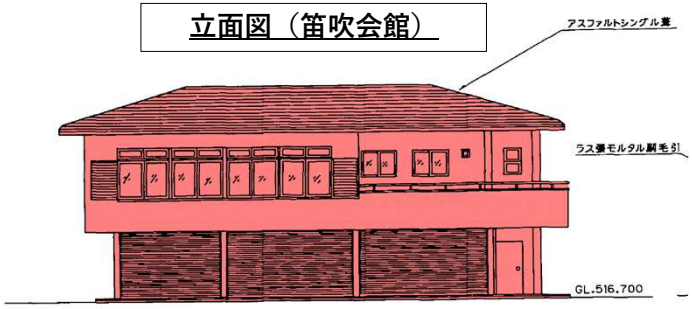


立面図（管理事務所）



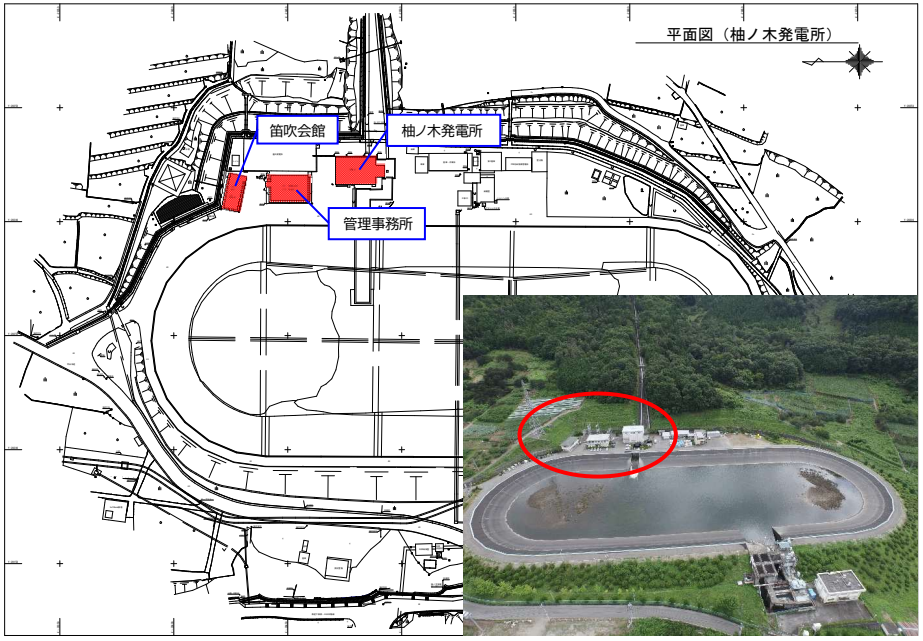


立面図（笛吹会館）





平面図



工　事　場　所	甲州市塩山藤木地内
工　　事　　費	￥３６，６３０，０００（税込み）
工　　　　期	令和 ８年 ９月 １４日　～　令和９年 ３月 １５日
工　事　概　要	柚ノ木発電所　塗装工　Ａ＝８４０ｍ２　仮設工　一式 管理事務所　塗装工　Ａ＝７３９ｍ２　仮設工　一式 笛吹会館　塗装工　Ａ＝７２２ｍ２　仮設工　一式

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No.1

工事場所　山梨県甲州市塩山藤木地内　　（標準タイプ）

工事名　　柚ノ木発電所外　建屋塗装工事　　予定価格:38,027,000円

資格有り・資格無しの別	業者名	所在地	総合評定値又は総合数値	同種工事の施工実績	配置予定技術者の資格・経験	左記以外の入札公告で示した規定に対する判定
有	1　山本塗装（株）	笛吹市	742	A		A
無	2　（有）アマノ塗装店	笛吹市	729	B		A

入札経過（結果）

入札関連情報

一覧選択に戻る

ヒント

契約番号(工事番号)	笛吹発管理-26-0005
入札結果決定日時	令和 8年 9月 4日 9時51分
工事名称	柚ノ木発電所外　建屋塗装工事
履行場所	甲州市　塩山藤木　地内
履行期間	令和 8年 9月14日-令和 9年 3月15日
予定価格(税込み)	38,027,000 円
入札書比較価格(税抜き)	34,570,000 円
低入札調査基準価格(税抜き)	31,484,170 円
法定福利費	1,977,404 円
入札方式	総合評価一般競争入札
入札結果	落札決定
落札業者名	山本塗装（株）
決定額(税込み)	落札された入札価格＋消費税（契約後に契約内容で公表）
選定理由等	予定価格積算内訳（公表用設計書）(20262010108700003file101.zip) 審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa 26-0005.pdf) 評価調書(hyouka 26-0005.pdf)

No.	入札業者名	第１回入札	
1	山本塗装（株）	33,300,000 円	落札
2	（有）アマノ塗装店	無効	
備考			

＜注意事項＞
- 各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- 入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- 総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- 履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- 一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。
- 随意契約の場合は、契約の相手方の情報のみを公表します。

契約内容へ　質問一覧へ

別紙　総合評価落札方式　公告個別事項

工事名	柚ノ木発電所外　建屋塗装工事				
工事番号	笛吹発管理-26-0005				
案件の種別	通常型	総合評価の種類			特別簡易型Ⅰ
評価基準	評価項目			技術評価様式	適用	点数	評価内容（個別事項）
評価基準	企業の技術力	企業の施工実績	企業の同種工事の施工実績	様式２	○	2	請負金額3千万円以上の、建築物の塗装工事の施工実績
			企業の工事成績	不要	○	4	
			優良工事表彰	不要	○	3	
			事故及び不誠実な行為	不要	（減点）		
			ISO認証取得状況	様式９	○	1	
		企業の施工技術	ICT施工技術の活用	様式２７	－	－	
			登録基幹技能者の配置	様式３０	○	1	
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	近隣工事会社実績	様式４	○	3	旧塩山市内における塗装工事の施工実績
			本店所在地	不要	○	2	甲州市内に本店を有する企業を「2点」、 峡東建設事務所管内に本店を有する企業を「１点」、その他「０点」
		地域貢献度	災害協定	様式１１	○	2	
			災害協定（広域応援）	様式１１	－	－	
			防疫対策協定	様式１１	－	－	
			維持管理業務委託	様式１１	－	－	
			除雪業務委託	様式１１	－	－	
			耕作放棄地等解消	様式１２	－	－	
			その他の地域貢献	様式１７ 様式２０	－	－	地域農業への担い手として農業参入した実績：様式１７(農政部のみ) やまなしの森づくりCO2吸収認定制度の実績：様式２０(森林環境部のみ)
		企業の取組	若手技術者の育成	様式２２	○	2	
			新規雇用の実績	様式２８	○	1	
			WLBの推進	様式２９	○	1	
	評価点数合計					22	
	加算点					15	

技術評価資料作成要領

共通

簡易型・特Ⅱ

簡易型のみ

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えのないように作成すること。

◎:必須　○:選択　－:対象外

「1」 企業の技術力について

（1） 施工計画

評価項目（提出様式）		評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
1-1-1	施工計画1項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－1）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	－	－	◎	－	－	◎	－	－	◎	◎
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2	施工計画2項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－2）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										

（1） 施工計画（特に技術力を評価する必要がある場合）

評価項目（提出様式）		評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
1-1-1	施工計画1項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－1）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	－	－	◎	－	－	◎	－	－	◎	◎
		現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2	施工計画2項目※ 「公告個別事項」に示す施工計画 （技術評価様式5－2）	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○
		現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
		現場条件を踏まえ適切である	0										
		未記入、または不適切である	欠格										

※ 「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

① 工程管理に係わる項目
② 品質確保に係わる項目
③ 施工上の課題に係わる項目
④ 安全管理に係わる項目
⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

［技術評価様式5－1、5－2］※公告に添付された様式を使用すること。

1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

（2） 配置予定技術者の能力

評価項目（提出様式）		評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
				特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1−2−1(1)	資格 （技術評価様式3） ※解体工事、舗装工事以外の工事	1級土木施工管理技士等（※1）又は同等以上の資格（※2）を有する者	1	―	◎	◎	―	―	―	―	―	―	○
		上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1−2−1(2)	資格 （技術評価様式3） ※施工体制評価型（解体工事）の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者で、かつ解体工事施工技士（※3）	2	―	―	―	―	◎	◎	―	―	―	―
		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者	1										
		上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1−2−1(3)	資格 （技術評価様式3） ※施工体制評価型（アスファルト舗装工事）の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者で、かつ1級舗装施工管理技術者（※4）	2	―	―	―	―	―	―	―	◎	◎	―
		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格（※2）を有する者	1										
		上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1−2−2	同種工事の施工実績 （技術評価様式3） ＜注1＞	主任（監理）技術者として同種工事の実績あり	2	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
		監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1										
		その他	0										
1−2−3	優良工事技術者表彰 （資料提出不要） ＜注1＞	表彰の実績　あり	1	―	◎	◎	―	―	―	―	◎	◎	◎
		表彰の実績　なし	0										
1−2−4	工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点 （資料提出不要） ＜注1＞	82点以上	4	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
		80点以上82点未満	3										
		78点以上80点未満	2										
		72点以上78点未満	1										
		72点未満又は成績実績なし	0										
1−2−5	継続教育（CPD）の取組状況 （技術評価様式13）＜注1＞	取組状況が優良	1	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
		取組なし又は取組状況が上記未満	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事（業種）の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事（業種）の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「（社）全国解体工事業団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「（一社）日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式3］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

また、「施工体制評価型（解体工事）」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型（アスファルト舗装工事）」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度－近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、工事開始日の前日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。

3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者（担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。）として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。

4) ＜注1＞に記載する 同種工事の施工実績（配置予定技術者）、近隣地域での施工実績(配置予定技術者）がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績（ヒアリング時の資料とする。）を記載すること。

5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。

6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料（一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書（又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書：指定業種の場合）、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）の写しを添付すること。

また、「施工体制評価型（解体工事）」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型（アスファルト舗装工事）」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。

7) 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事（業種）の監理技術者となることができる部門の技術士登録証（写）及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。

8) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

9) 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書（以下「契約書等」という。）の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

（3） 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2	―	○	○	―	○	○	―	○	○	○
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4										
	当該工種について適切に理解している	2	―	○	○	―	○	○	―	○	○	○
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	―	○	○	―	○	○	―	○	○	○
	その他	0										

＊ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。
＊入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。
＊入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。
この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他（0点）として扱うものとする。

（4） 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
1-4-1(1) 同種工事の施工実績（技術評価様式2）＜注1＞「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績（技術評価様式2）＜注1＞「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1							◎	◎	◎	
	その他	0										
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点（資料提出不要）＜注1＞	82点以上	4										
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2										
	72点以上78点未満	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	72点未満又は成績実績なし	0										
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	−2										
1-4-3 優良工事表彰等（資料提出不要）＜注1＞	特別表彰 あり	3										
	表彰 あり（特別表彰との重複はしない）	2	◎	◎	◎	―	―	―	◎	◎	◎	◎
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり（表彰との重複はしない） ※＜注1＞個別事項1	1										
	上記以外	0										
1-4-4 事故及び不誠実な行為（資料提出不要）＜注1＞	指名停止（3ヶ月以上）	−4										
	指名停止（1ヶ月以上3ヶ月未満）	−2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	指名停止（1ヶ月未満）	−1										
	なし	0										
1-4-5 ISO認証取得状況（技術評価様式9）<注1>	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認証を未取得	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式2］ ※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 企業の施工実績は、＜注1＞に記載する同種工事の施工実績（企業）及び近隣地域での施工実績（企業）がある場合は各々について記載すること。

2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。（「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。）

3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。

4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書（以下「契約書等」という。）の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

（5） 企業の施工技術

評価項目		評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
				特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-5-1	ICT施工技術の活用 （技術評価様式27）<注1>	活用 あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		活用 なし	0										
1-5-2	登録基幹技能者の配置 （技術評価様式30）<注1>	配置 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		配置 なし	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式27］　　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。

2) ICT施工技術の活用（宣誓事項）の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。

3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

［技術評価様式30］　　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 元請又は下請企業の技能者（元請の主任（監理）技術者を除く）として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上現場に配置すること。

2) 登録基幹技能者の種類は次の「登録基幹技能者種類一覧表（参考）」を参照すること。（令和8年3月現在）
最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。
URL：https://kikan.kensetsu-kikin.or.jp/technician/status.php

	登録基幹技能者の種類	対応工種（一例）		登録基幹技能者の種類	対応工種（一例）
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土工	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、ほ装、造園
3	登録造園基幹技能者	造園	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
5	登録防水基幹技能者	防水	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	32	登録建築大工基幹技能者	大工
8	登録左官基幹技能者	左官	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	34	登録ＡＬＣ基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	35	登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	38	登録建築測量基幹技能者	大工
14	登録型枠基幹技能者	大工	39	登録解体基幹技能者	解体
15	登録配管基幹技能者	管	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	42	登録さく井基幹技能者	さく井
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	44	登録計装基幹技能者	電気、管、電気通信
20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、左	45	登録土質改良基幹技能者	土木、とび・土工
21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	47	登録潜函基幹技能者	とび・土工
23	登録ダクト基幹技能者	管	48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	49	登録斜面防災基幹技能者	土木・とび・土工
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	50	登録石材施工基幹技能者	石工事業

3) 登録基幹技能者を配置する工種は、当該工事設計書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種とすること。

4) 契約後、施工計画書において工種、登録基幹技能者の種類、従事者の会社名（○次下請）、氏名、従事期間を「技術評価様式30【確認表】」により明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面（登録基幹技能者講習修了証等）の写しを提出すること。

5) 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に登録基幹技能者の配置（履行確認）が出来なかった場合は、工事成績評定で3点減ずる。

（6）－1　企業の施工体制の評価　（　解体工事（施工体制評価型）　）

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-6-1-1　自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	―	―	―	◎	◎	◎	―	―	―	―
	その他	0										
1-6-1-2　自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	―	―	―	◎	◎	◎	―	―	―	―
	その他	0										

評価基準について

「山梨県解体工事（施工体制評価型）総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

① 技能者が従事する場合
- 労働安全衛生法による車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。）を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
- なお、車両系建設機械（解体用）運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）を含む。
- また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
  ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合
- バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し（長期リースを含む）、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
- ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m3以上（旧JIS規格0.25m3以上）の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

［技術評価様式21］の添付書類

項目①が「有」の場合

1) 配置予定技能者（オペレーター）と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

2) 労働安全衛生法による技能講習修了証（※1）［車両系建設機械：解体用（※2）］の写し（裏・表）を添付すること。
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限る。

※1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）修了証を含む。

※2 車両系建設機械：解体用とは、解体用重機（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）をいう。

項目②が「可」の場合

バックホウについて

1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

解体用アタッチメントについて

1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

（6）－2　企業の施工体制の評価　（　アスファルト舗装工事　（施工体制評価型）　）

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制（解体）			施工体制（舗装）			県内下請活用審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-6-2-1　自社雇用の技能者配置状況（技術評価様式18）	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	―	―	―	―	―	―	◎	◎	◎	―
	その他	0										
1-6-2-2　自社保有機械の配置状況（技術評価様式18）	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	―	―	―	―	―	―	◎	◎	◎	―
	その他	0										

評価基準について

「山梨県「アスファルト舗装工事」（施工体制評価型）総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

① 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工（敷均し、転圧）、またはアスファルト舗設工（敷均し、転圧）のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。

② 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

［技術評価様式18］の添付書類

項目①が「有」の場合

1) 配置予定技能者（オペレーター）と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証［車両系建設機械：整地・運搬・掘削］の写し（裏・表）。
または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証［締固めローラー運転業務］の写し（裏・表）を添付すること。

項目②が「可」の場合

1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種（クローラ式・カタピラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」 企業の信頼性、社会性

（1） 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
2-1-1 近隣地域での施工実績（企業）（技術評価様式4）＜注1＞	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0										
2-1-2 近隣地域での施工実績（配置予定技術者）（技術評価様式4）＜注1＞	実績あり	1	―	◎	◎	―	◎	◎	―	◎	◎	◎
	実績なし	0										
2-1-3(1) 本店所在地（資料提出不要）※入札参加資格が「土木一式工事」以外の場合）＜注1＞	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	―
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1										
	その他	0										
2-1-3(2) 本店所在地（資料提出不要）※入札参加資格が「土木一式工事」の場合）＜注1＞	工事箇所と同一の建設事務所（支所も含む7エリア）管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2										
	工事箇所と同一の建設事務所（支所も含む7エリア）管内に本店を有する	1				―	―	―	―	―	―	―
	その他	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式4］　※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

（2）地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
2-2-1(1) 災害協定等の締結（技術評価様式11）＜注1＞※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」以外の場合	協定の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	―	―	―	―
	協定の締結なし	0										
2-2-1(2) 災害協定等の締結（技術評価様式11）＜注1＞※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（（一社）山梨県建設業協会）の締結あり	2	◎	◎	◎							
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1				―	―	―	◎	◎	◎	―
	③ 対象協定の締結なし（上記①、②以外）	0										
2-2-2 災害協定の締結（広域応援）（技術評価様式11）＜注1＞	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	協定の締結なし	0										
2-2-3 防疫対策協定の締結（技術評価様式11-1）＜注1＞	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	協定の締結なし	0										
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績（技術評価様式11）＜注1＞	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	受託実績なし	0										
2-2-5 道路除雪業務委託の実績（技術評価様式11）＜注1＞	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	受託実績なし	0										
2-2-6 耕作放棄地等の解消（技術評価様式12）＜注1＞	実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	実績なし	0										
2-2-7 その他の地域貢献＜注1＞・地域農業参入実績（技術評価様式17）・Co2吸収認証制度実績（技術評価様式20）	提案あり　または　実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	提案なし　または　実績なし	0										

＊各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の 注）を参照のこと。

（3） 企業の取り組み

評価項目	評価基準	評価点	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
2-3-1 若手技術者の育成（技術評価様式22）＜注1＞1）～11）	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1										
	上記以外	0										
2-3-2 新規雇用の実績（技術評価様式28）＜注1＞12）	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績　あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	―
	実績　なし	0										
2-3-3 ワークライフバランスの推進（技術評価様式29）＜注1＞13）	ワークライフバランス関連認定　あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認定　なし	0										

1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。
国家資格を有しない若手（担当）技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。
国家資格を有する若手（担当）技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）とすることができる。

2) 若手（担当）技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。
また、国家資格を有する若手（担当）技術者は、国家資格（監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格）が確認できる資料の写しを添付すること。

3) 若手（担当）技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど）を添付すること。

4) 若手（担当）技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手（担当）技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。

5) 若手（担当）技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。

6) 若手（担当）技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。

7) 専任された若手（担当）技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。
また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。
（なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。）

8) 若手（担当）技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。

9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。
従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。

10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。

11) 建設業許可番号は、大臣知事コード（2桁）＋許可番号（6桁）で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。

12)「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者（職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。）を3年（卒業月または修了月の翌月から3年）以内に採用していること。

② ①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。

③ 当該対象者に係る採用日から入札参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。

※ 当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術職だけでなく、事務職も含む。

13) 下記のワークライフバランス関連認定企業を評価するものとする。

【厚生労働省の認定】
「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」

【山梨県の認定】
「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」

「3」 県内下請の活用

評価項目		評価基準	加算点（b）※1	通常型 特Ⅰ	通常型 特Ⅱ	通常型 簡易	施工体制（解体） 特Ⅰ	施工体制（解体） 特Ⅱ	施工体制（解体） 簡易	施工体制（舗装） 特Ⅰ	施工体制（舗装） 特Ⅱ	施工体制（舗装） 簡易	県内下請活用審査
3	県内下請企業の活用 （技術評価様式15） <注1>	評価基準については、「公告個別事項」に示す 下請活用対象工種については、「技術評価様式15」に示す	0 ～ 6 （0 ～ 5）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	◎

※1 加算点（b）は、下記により設定する
（1） 加算点（a）の満点が30点の場合、0～6点
（2） 加算点（a）の満点が25点の場合、0～5点

資料作成に係る留意事項及び添付書類

［技術評価様式15］　※公告に添付された様式を使用すること。

・当該工事における「技術評価様式15」に示す各工種について、山梨県内に本店のある企業の下請活用計画に関する具体的内容を記載すること。ただし、1次下請を評価対象とする。

・「技術評価様式15」により申請のあった下請活用計画が、落札者の責により履行がなされていないと判断された場合は、工事成績評定を下請活用計画の工種毎に3点減ずる。

「4」 その他

ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。

イ JVの場合で、各構成員を評価する項目の技術評価様式は、構成員毎に作成すること。

ウ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。

エ 技術評価資料（「総合評価落札方式　公告個別事項＞適用に〇が付くもの）については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。（ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料（会社名）とする）

その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

オ 入札時の提出書類（「公告文＞公告個別事項＞提出書類＞1 参加申請時＞入札参加様式」に示すもの）についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
1-2-2	同種工事の施工実績 （配置予定技術者）	「公告個別事項」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成23年4月1日以降に完成した工事 （なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの） ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事内容（構造・規模など）］については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事金額］については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 **※個別事項2を参照**
1-2-3	優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度（当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合） 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、**※個別事項1を参照**
1-2-4	工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点 （配置予定技術者）	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て）。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。）	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 **※個別事項2を参照**
1-2-5	継続教育（CPD）の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。**※個別事項3を参照**
1-4-1	同種工事の施工実績 （企業）	「公告個別事項」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成23年4月1日以降に完成した工事 （なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの） ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事内容（構造・規模など）］については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績［工事金額］については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 **※個別事項2を参照**

1-4-2	工事成績 当該業種での工事成績評定点の平均点 （企業）	山梨県発注工事における当該工事と同一業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て） なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。）	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 **※個別事項2を参照**
1-4-3	優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度（当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合） 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、**※個別事項1を参照**
1-4-4	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-5-1	ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記（※個別事項4）に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。）	[技術評価様式27]による申請時点 **※個別事項4を参照**
1-5-2	登録基幹技能者の配置	元請又は下請企業の技能者（元請の主任（監理）技術者を除く）として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上配置することを宣誓した企業を評価する。	[技術評価様式30]による申請時点
2-1-1	近隣地域での施工実績 （企業）	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 **※個別事項2を参照**
2-1-2	近隣地域での施工実績 （配置予定技術者）	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 **※個別事項2を参照**
2-1-3(1)	本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-1-3(2)	本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-2-1	災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」（広域応援）は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2	災害時の広域応援業務に関する協定の締結 （広域応援）	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 （県土整備部・森林環境部）	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結 （防疫対策協定）	家畜伝染病における防疫対策業務に関しての協定締結の有無 （農政部のみ）	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務（発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務）の受注実績の有無 ・対象施設：県が管理する道路（国道、県道、林道）、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務）
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪（除雪、排雪または運搬）業務の受注実績の有無 ・対象施設　県が管理する道路（国道、県道、林道）で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務）
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による（森林環境部、農政部）	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
2-3-3	ワークライフバランスの推進	・「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」、「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」のいづれかの認定企業を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
3	県内下請企業の活用	「公告個別事項」に示す評価基準	

※個別事項1

・優良工事の評価要件を満たす対象工事
　＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。
【1点加点対象】
　下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】
次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。
1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締切日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合
（下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。）
[当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE1）]

① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記2）の②から⑤の全ての条件に該当すること。

[当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE2）]

① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締切日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。
※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1（＊）端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。
また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

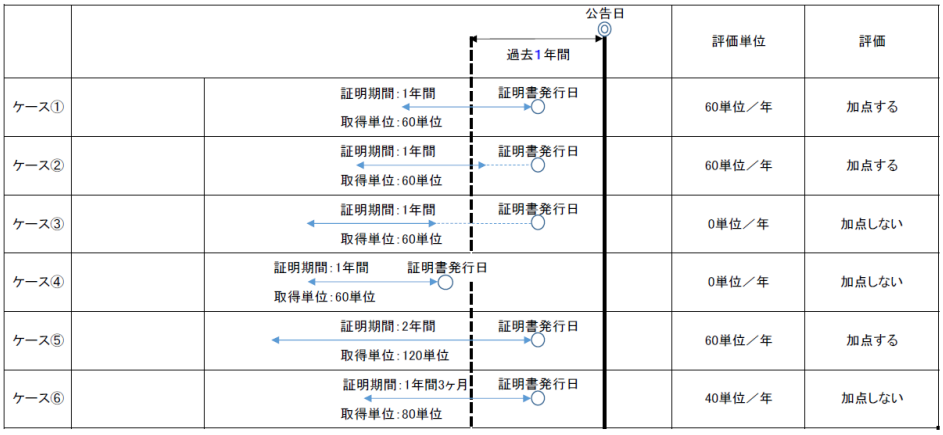
・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

・継続教育（CPD）の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。（CPD評価対象期間の事例参照）

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合



ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系ＣＰＤプログラム：構成団体のＣＰＤ制度概要　（五十音順）　令和８年３月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得ＣＰＤ単位（／年）	ＣＰＤ証明書 有無	ＣＰＤ証明書 内容	継続教育学習制度	ＨＰアドレス
1	（公社）空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	設備技術者継続能力開発システム（ＳＨＡＳＥ-ＣＰＤ）	http://www.shasej.org/
2	（一財）建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建築施工管理ＣＰＤ制度	http://www.kensetsu-kishin.or.jp/
3	（一社）建設コンサルタンツ協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタンツ協会ＣＰＤ制度	http://www.jcca.or.jp/
4	（一社）交通工学研究会	50（200/4年）	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.jste.or.jp/
5	（公社）地盤工学会	50	有	単位数・時期	Ｇ－ＣＰＤ制度	http://www.jiban.or.jp/
6	（公社）森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	ＪＡＦＥＥ森林分野ＣＰＤ制度	http://www.jafee.or.jp/
7	（公社）全国上下水道コンサルタント協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.suikon.or.jp/
8	（一社）全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計ＣＰＤ	http://www.zensokuren.or.jp/
9	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度（ＣＰＤＳ）	http://www.ajcm.or.jp/
10	（一社）全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全建ＣＰＤ（継続教育）制度	http://www.zenken.com/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50（250/5年）	有	単位数・時期	地質・土質関連ＣＰＤ制度	http://www.geo-school.jp/
12	（公社）土木学会	50（250/5年）	有	単位数・時期	土木学会継続教育（ＣＰＤ）制度	http://www.jsce.or.jp/cec/
13	（一社）日本環境アセスメント協会	50（250/5年）	有	単位数・時期	ＪＥＡＳ－ＣＰＤ制度	http://www.jeas.org/
14	（公社）日本技術士会	50（150/3年）	有	単位数・時期	技術士ＣＰＤ	http://www.engineer.or.jp/
15	（公社）日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続能力開発（ＣＰＤ）制度	http://www.kenchikukai.or.jp/
16	（公社）日本コンクリート工学会	推奨値なし	－	－	（登録を受け付けていない）	http://www.jci-net.or.jp/
17	（公社）日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD（継続教育）	http://www.jila-soen.org/
18	（公社）日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.cpij.or.jp/
19	（公社）農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育（CPD）	http://www.jsidre.or.jp/

・建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	ＨＰアドレス
（公社）日本建築士会連合会	１２認定時間／年	建築士会継続能力開発（ＣＰＤ）制度	http://www.kenchikukai.or.jp/
（一社）日本建築士事務所協会連合会		（登録を受け付けていない）	http://www.njr.or.jp/
（公社）日本建築家協会		継続職能研修（CPD)制度	http://www.jia.or.jp/
（一社）日本建設業連合会		（登録を受け付けていない）	http://www.bcs.or.jp/
（一社）日本建築学会		日本建築学会「能力開発支援制度」（AIJ-CPD）	http://www.aij.or.jp/jp/activity/edu/
建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会の参加団体 （公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、 （一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、 （公財）建築技術教育普及センター		設備技術者継続能力開発システム（ＳＨＡＳＥ-ＣＰＤ） 建築設備士CPD（継続職能開発） 建築士・建築設備士のためのCPD（継続職能／能力開発）	http://www.shasej.org/ http://www.kenbi.or.jp/ http://www.jaeic.or.jp/
（一社）日本建築構造技術者協会			http://www.jsca.or.jp/
（一財）建設業振興基金		建設施工管理技士CPD制度	http://www.kensetsu-kishin.or.jp/
（公財）建築技術教育普及センター		建築ＣＰＤ情報提供制度	http://www.jaeic.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

（公社）日本建築士連合会から認定された講習会を受けることを認められた（一社）山梨県管工事協会会員が（公社）日本建築士連合会の単位認定の講習を受講し12単位（1年間）を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1　施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事（標準実施型）とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事（簡易型）とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ICT建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞　　2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、 道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事（落差工、帯工）、堰（頭首工を含む）・ 水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、 治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

別紙　　発注機関一覧表

機　関　等	内　訳
山梨県	（企業局を含む）
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 （環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	（山梨県道路公社等、地方公社を含む）
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

様式4－1

総 合 評 価 落 札 方 式 に 関 す る 評 価 調 書

契約番号	執行所属(所轄所属)	工 事 名	工 事 箇 所	予定価格(税込み)	入札方式(総合評価の種類)	工 事 概 要
笛吹発管理-26-0005	笛吹川水系発電管理事務所 笛吹川水系発電管理事務所	柚ノ木発電所外 建屋塗装工事	甲州市塩山藤木地内	38,027,000	一般競争入札 (特別簡易型(Ⅰ))	柚ノ木発電所 塗装工 A＝840m2 仮設工 一式 管理事務所 塗装工 A＝739m2 仮設工 一式 笛吹会館 塗装工 A＝722m2 仮設工 一式

【評価基準】

評価項目	企業の技術力							企業の信頼性社会性																								合計	加算点の満点
	企業の施工実績					企業の施工技術		地域精通度		地域貢献度							企業の取組																
	同種工事の施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO認証取得状況	ICT施工技術の活用	登録基幹技能者の配置	近隣工事会社実績	本店所在地	災害協定	災害協定(広域応援)	防疫対策協定	維持管理業務委託	除雪業務委託	耕作放棄地等解消	その他の地域貢献	若手技術者の育成	新規雇用の実績	ワークライフバランスの推進														15点
配 点	2	4	3	(減点)	1	－	1	3	2	2	－	－	－	－	－	－	2	1	1												22	

【価格以外の評価結果】

入札者	企業の技術力							企業の信頼性社会性																								合計	加算点※1
	企業の施工実績					企業の施工技術		地域精通度		地域貢献度							企業の取組																
	同種工事の施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO認証取得状況	ICT施工技術の活用	登録基幹技能者の配置	近隣工事会社実績	本店所在地	災害協定	災害協定(広域応援)	防疫対策協定	維持管理業務委託	除雪業務委託	耕作放棄地等解消	その他の地域貢献	若手技術者の育成	新規雇用の実績	ワークライフバランスの推進														
山本塗装(株)	2	0	0	0	0	－	0	3	1	2	－	－	－	－	－	－	0	0	0												8	15.000
(有)アマノ塗装店																																

評価点の平均	8.000

【総合評価結果】

入札者	入札金額(税抜き)(A)	低入札	落札者決定基準(失格基準)				加算点※1(B)	技術評価点(C)＝100＋(B)	評価値 ※2(C／A)×100,000,000	落札者	備 考
			①	②	③－1	③－2					
山本塗装(株)	33,300,000		○	○	－	－	15.000	115.000	345.345	○	
(有)アマノ塗装店											**無効**

	低入札調査基準価格(税抜き)	①入札書比較価格(税抜き)	②基準評価値	③-1平均評価点の80%	③-2低入基準価格の95%	
落札者決定失格基準値	31,484,170	34,570,000	289.268	6.400	29,909,962	

※1:加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示
加算点＝(得点／最高得点)×15
※2:評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

学 識 経 験 者 の 意 見 聴 取		
氏 名	意見聴取	意見聴取日
	不 要	令和 年 月 日
	不 要	令和 年 月 日